

4. アメリカ

4-1 銃砲行政の概要

4-1-1 アメリカの銃社会

アメリカでは、1992年レイジアナ州パトナルーージュ市において、日本人留学生が射殺されるという事件が発生した。又、1999年コロラド州ジェファーソンのコロンバイン高校において、銃乱射事件が発生し、12人の生徒及び1人の教師が射殺され、さらに2006年4月にはバージニア州ブラックスハーブのバージニア工科大学において、銃乱射事件が発生し、33人が射殺されるなど、銃器を使用した凶悪犯罪が頻発している。

これらの事案にかかる捜査の過程において、バージニア工科大学銃乱射事件の実行犯が、精神科に通院していたにもかかわらず合法的に銃器を購入していたことが明らかとなり、これを契機として2006年12月、連邦法が改正され、より厳格な身元チェックシステムの導入が決定した。

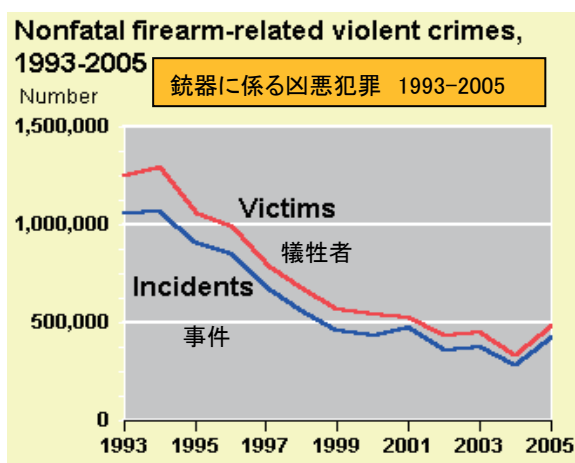
バージニア工科大学銃乱射事件実行犯



出所：NBC News/MSNBC

アメリカでは、従来より銃器を購入する際、FBIが運営している全米犯罪歴即時照合システム（National Instant Criminal Background Check System）を通じて購入者の犯罪歴や精神状態に関するチェックが実施されてきたが、2006年12月の連邦法改正によって、精神疾患に関する情報がFBIに集約される体制が強化された。アメリカでは犯罪に使用された銃器の32%が盗難にあった銃器によるもの¹⁹⁷であり、銃器の盗難防止についても対策が講じられている。

1993～2005年の米国における銃器に係る凶悪犯罪発生数は、小幅な増減はあるものの、急激に減少している。



出所：U. S. Bureau of Justice Statistics ホームページ

¹⁹⁷ OJJDP レポート：http://www.ojjdp.ncjrs.org/pubs/gun_violence/sect01.html

銃器取得・所持規制に関するアメリカ社会の反応には、銃器規制の強化に賛成する声が多い一方で、銃器所持そのものの禁止には反対であるとする立場も根強い。特に、全米ライフル協会のようなガンロビーは、「銃器の所持・携帯は、合衆国憲法によって保証される国民の権利である」として、銃器の規制に対して、頑強に抵抗する姿勢を示している。

全米ライフル協会ロゴ



出所 : brandsoftheworld.com/categories/government

4-1-2 銃砲行政関係法令

銃器規制については、アメリカ合衆国憲法、連邦法、州法及び市町村条例などがあり、合衆国憲法、連邦法の法的拘束力が強く、州法及び市町村による規制になるに従い拘束力は弱くなっている。アメリカでの銃器に対する考え方の根底には、「アメリカ合衆国憲法修正第2条¹⁹⁸に、「規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であることから、国民が武器を保有しまた携帯する権利は、これを侵してはならない」¹⁹⁹とあり、これがアメリカにおける銃器規制反対の根拠になっている。

銃器に関する連邦の規定については、U.S. Code Title 18 Part I Chapter 44 Firearms (連邦法第18編第I部第44章銃器) に記されている。

アメリカでは、銃器に係る事件が多発していることもあり、銃器規制に関する連邦法が逐次、制定されてきた歴史がある。例えば、1934年連邦火器法(合衆国法典タイトル26セクション5801)、1968年銃器規制法(合衆国法典タイトル18第44章セクション921)、1993年ブレイディ法、2007年NICS改善法等である。

州法以下の規定については、登録制度の有無や銃器の携行・所持に関する規制が各州毎に行われており、一様ではない。銃器の個人所有を規制する州は多いが、禁止している州がないことも特徴的である。また、ニューヨーク市のように、都市ごとに銃器に関する規

¹⁹⁸ A well-regulated militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear arms, shall not be infringed.

¹⁹⁹ 在日アメリカ大使館提供の合衆国憲法の日本語訳

定を設けているケースもある。

1934 年連邦火器法

特に殺傷力が強いと思われる銃器（機関銃や銃身の短い散弾銃・ライフルなど）、けん銃やリボルバー銃以外で、携行することができる銃器（ペン、杖、ベルトに付ける銃）を規制している。同法の施行によって、これら銃器の製造・流通が課税対象とされ、生産及び流通システムの開示が義務付けられた。

1968 年銃器規制法

連邦政府からのライセンス取得の義務付け（銃器の製造、輸入、販売に携わるすべての者が対象）、すべての銃器の州際メールオーダー販売の禁止、一般的にけん銃の州際売買の禁止、銃器または実包を販売してはならない者のカテゴリーの明示、財務長官に対する競技用以外の銃器の輸入を禁止する権限の付与、銃砲店に対するすべての商業的な銃器販売記録の保持の義務付け、麻薬取引や暴行で連邦法違反を犯す中で銃器を使用した場合の特別な刑罰の制定、個人間の私的な取引は、対象外（私的取引、所有、登録、銃器所有者に対する許可証発行などは、州法または地方の条例が管轄）とすることが規定された。

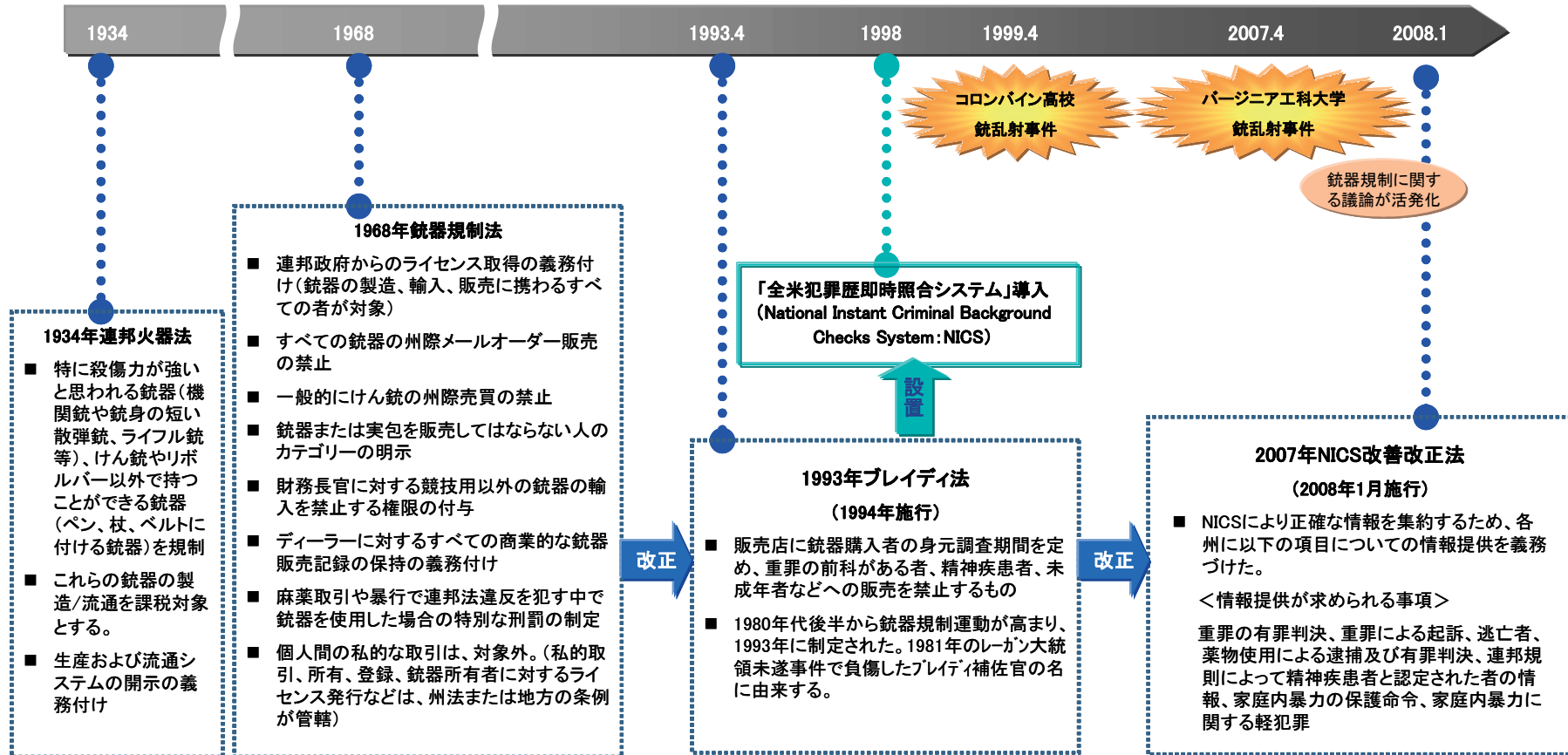
ブレイディ法

93 年制定、翌 94 年施行された。販売店に銃器購入者の身元調査期間を定め、重罪の前科がある者、精神病患者、未成年者などへの販売を禁止するものであり、1980 年代後半から高まった銃器規制運動を背景に、1993 年に制定された。1981 年のレーガン大統領未遂事件で負傷したブレイディ補佐官の名に由来する。また、同時に「全米犯罪歴即時照合システム」(National Instant Criminal Background Checks System : NICS) が導入された。

2007 年 NICS 改善改正法

NICS により正確な情報を集約するため、各州に以下の項目についての情報提供を義務づけ、08 年 1 月に施行された。情報提供が求められる事項は、重罪の有罪判決、重罪による起訴、逃亡者、薬物使用による逮捕及び有罪判決、連邦規則によって精神障害者と認定された者の情報、家庭内暴力の保護命令、家庭内暴力に関する軽犯罪である。

米国における銃器規制の発展経緯



4-1-3 銃器の定義

連邦法第 18 編パート I 第 44 章銃器において、「銃器」、「破壊装置」、「散弾銃」、「銃身の短い散弾銃」、「ライフル」、「銃身の短いライフル」、「実包」、「徹甲弾」について、定義がなされている。

(1) 「銃器」²⁰⁰

①爆発物の作用によって発射体を発射する武器、②銃器のフレーム、③銃器のマフラー又はサイレンサー、④任意の破壊装置、⑤アンティーク用銃器は含まれない。

(2) 「散弾銃」²⁰¹

肩にあてて発射することを意図して設計されて、一回引金を引くことによって、爆発物のエネルギーを用いて、多数の丸い散弾または単独の発射体のいずれかを、滑腔を通過して発射するように設計された銃器

(3) 「銃身の短い散弾銃」²⁰²

長さが 18 インチ未満の銃身の一つ以上有する散弾銃と、その銃器の全長が 26 インチ未満になるように改造された散弾銃

(4) 「ライフル」²⁰³

肩にあてて発射することを意図して設計され、一回引金を引くことによって、爆発物のエネルギーを用いて旋条腔を通じて単独の発射体を発射するように設計された武器を意味する。

(5) 「銃身の短いライフル」²⁰⁴

長さが 16 インチ未満の銃身の一つ以上有するライフルと、その銃器の全長が 26 インチ未満になるように改造されたライフル銃

²⁰⁰ 連邦法第 44 章銃器 § 921. 定義 (3)

²⁰¹ 同上 (5)

²⁰² 同上 (6)

²⁰³ 同上 (7)

²⁰⁴ 同上 (8)